

平成28年10月1日～

B型肝炎ワクチンが 定期予防接種になります

◆ 対象者

平成28年4月1日生まれ以降で、
1歳未満の人

(標準的な接種期間：生後2か月から生後9か月に至るまで)

◆ 接種回数 : 3回

※1回目から27日以上の間隔をおいて2回目を受け、
1回目終了後20週以上の間隔をおいて3回目を受けてください。

但し、任意接種や母子保健法によって既に接種済みの人は、定期予防接種の対象とはなりません。

◆ 費用 : 無料

◆ 持参するもの

予診票・名前シール・母子健康手帳
健康保険被保険者証

※接種日時については各医療機関へお問い合わせください。



【問い合わせ先】 前橋市保健所保健予防課 ☎ 027-220-5779